

定款改正の趣旨

1. 会員宣言の制定、会員証の発行

ビルのロングライフ化の推進については、BELCA が諸活動を展開することとあいまって、正会員の関係事業がビルのロングライフ化に資する意義を有し、BELCA と正会員が協働していることが広く社会に認知されることが望まれる。

このため、正会員の使命と行動指針を明らかにする「会員宣言」を制定するとともに、その会員宣言に則って各正会員が業務展開して社会貢献していることを証する「会員証」を発行することに関し、定款改正を行う。

2. 行政等と学識経験者の特別会員としての参画

ビルのロングライフ化の推進は社会的な意義が大きく、今後、その活動を拡大して展開していくためには、各地の行政機関・非営利法人や学識経験者の参画を得ることが望まれる。

このため、各地の行政機関・非営利法人や学識経験を特別会員としてBELCA に参画できるよう定款改正を行う。

定款改正の対照表

現	新
<p>公益社団法人 ロングライフビル推進 協会 定 款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(名称) 第 1 条 本協会は、公益社団法人ロ ングライフビル推進協会と称す る。 2. 本協会の英文名称は、Building and Equipment Long-life Cycle Association と称する。</p> <p>(事務所) 第 2 条 本協会は、主たる事務所を 東京都港区に置く。 2. 本協会は、理事会の決議によっ て従たる事務所を必要な地に置く ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第 3 条 本協会は、建築物（建築設 備を含む。以下同じ。）に関連する 多数の業種の英知を結集して、建 築物のロングライフ化に関する事 業を行うことにより、良好な建築 ストックの形成を推進し、もって、 地域社会の健全な発展及び災害の 防止並びに地球環境の保全に寄与 することを目的とする。</p> <p>(事業) 第 4 条 本協会は、前条の目的を達 成するため、次の事業を行う。 (1)建築物のロングライフ化に資 する人材の育成・登録・普及 (2)建築物のロングライフ化に関 連する調査・研究・技術開発及び</p>	<p>公益社団法人 ロングライフビル推進協 会 定 款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(名称) 第 1 条 同左</p> <p>(事務所) 第 2 条 同左</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第 3 条 同左</p> <p>(事業) 第 4 条 同左</p>

<p>これらの情報発信 (3)建築物のロングライフ化に関する表彰 (4)建築物のロングライフ化に関する評価・判定 (5)建築物のロングライフ化に関する調査の受託 (6)その他、本協会の目的を達成するために必要な事業 2. 前項の事業は、日本全国において行うものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">第3章 会 員</p>	<p style="text-align: center;">第3章 会 員</p>
<p>(会員の種別) 第5条 本協会の会員は、次の2種とする。 (1)正会員 本協会の目的に賛同して入会した法人 (2)賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した法人または個人 2. 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。</p>	<p>(会員の種別) 第5条 本協会の会員は、次の3種とする。 (1) 同左 (2) 同左 (3) <u>特別会員</u> <u>建築物のロングライフ化に関し、本協会と連携し、又は本協会の活動を支援するために入会した行政機関、非営利法人又は学識経験を有する個人</u> 2. 同左</p>
<p>(入会) 第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の決議を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。 2. 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。 3. 法人たる会員にあつては、法人として本協会に対してその権利を</p>	<p>(入会) 第6条 <u>正会員、賛助会員又は特別会員</u>として入会しようとするものは、理事会の決議を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。 2. 同左 3. 同左</p>

<p>行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。</p> <p>4. 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。</p> <p>(入会金及び会費) 第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために、正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>2. 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。</p> <p>(拠出金品の不返還) 第8条 既納の入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。</p> <p><新設></p>	<p>4. 同左</p> <p>(入会金及び会費) 第7条 同左</p> <p>2. 同左</p> <p><u>3. 特別会員は、入会金及び会費を納入することを要しない。</u></p> <p>(拠出金品の不返還) 第7条の2 既納の入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。</p> <p><u>(正会員の使命と会員宣言)</u> 第8条 正会員は、自らの事業活動その他において建築物のロングライフ化に努め、社会に貢献するものとする。</p> <p><u>2. 本協会は、前項の正会員の使命を明らかにするとともに、それを社会に発信するため、総会の決議により会員宣言を定める。</u></p> <p><u>3. 本協会は、正会員に対し、会員宣言に則り社会に貢献する会員であることを証する会員証を、理事会で定めるところにより、交付する。</u></p> <p><u>4. 本協会は、賛助会員に対し、本協会の事業を賛助する会員であることを証する会員証を、理事会で定めるところにより、交付する。</u></p> <p><u>5. 正会員及び賛助会員は、自らの事業活動その他において、会員証を活用することができる。</u></p>
--	---

<p>(退会) 第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の決議を経て会長が別に定める退会届けを会長に提出して、任意に退会することができる。</p> <p>2. 前項の場合において、未納の会費があるときは、これを完納しなければならない。</p> <p>(除名) 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議に基づいて、除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。 (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(会員資格の喪失) 第11条 前2条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 会員である法人が解散したとき。 (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は被保佐人若しくは被後見人となったとき。 (3) 2年以上会費を滞納したとき。</p> <p>2. 会員が1年会費を滞納したときは、会員の資格を停止する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 総 会</p> <p>(構成) 第12条 本協会の総会は、正会員をもって構成する。</p> <p>2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</p>	<p>(退会) 第9条 <u>正会員、賛助会員及び特別会員</u>は、理事会の決議を経て会長が別に定める退会届けを会長に提出して、任意に退会することができる。</p> <p>2. 同左</p> <p>(除名) 第10条 同左</p> <p>(会員資格の喪失) 第11条 同左</p> <p style="text-align: center;">第4章 総 会</p> <p>(構成) 第12条 同左</p> <p>2. 同左</p>
--	---

<p>(種別) 第 13 条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。</p> <p>(権能) 第 14 条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額 (2) 会員の除名 (3) 理事及び監事の選任又は解任 (4) 幹事会員の選任及び解任 (5) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認 (6) 常勤の役員の報酬の基準 (7) 定款の変更 (8) 解散及び残余財産の処分 (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で別に定められた事項</p> <p>(開催) 第 15 条 通常総会は、毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に開催する。 2. 臨時総会は、次の一に該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき</p> <p>(招集) 第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2. 会長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3. 総会を招集するときは、会議の</p>	<p><u>3. 賛助会員及び特別会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。</u></p> <p>(種別) 第 13 条 同左</p> <p>(権能) 第 14 条 同左</p> <p>(開催) 第 15 条 同左</p> <p>(招集) 第 16 条 同左</p>
---	---

<p>日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、7日前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。</p> <p>(議長) 第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。</p> <p>(議決権) 第18条 総会における議決権は、正会員につき各1個とする。</p> <p>(定足数) 第19条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。</p> <p>(決議) 第20条 総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって決する。 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の3分の2以上をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) 長期借入金 (6) その他法令で定められた事項</p> <p>(書面表決等) 第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 2. 前項の場合における前2条の規</p>	<p>(議長) 第17条 同左</p> <p>(議決権) 第18条 同左</p> <p>(定足数) 第19条 同左</p> <p>(決議) 第20条 同左</p> <p>(書面表決等) 第21条 同左</p>
--	--

定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員)

第23条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
- (2) 監事 3名以内

2. 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長とする。
3. 会長、副会長以外の理事のうち、常勤の理事として、専務理事、常務理事を置くことができる。
4. 本条の会長のほか副会長の内の1名をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事、常務理事をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員の代表者又は指定代表者の中から選任する。ただし、理事のうち2名以内は、正会員以外の者から選任することができる。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところ

(議事録)

第22条 同左

第5章 役員

(役員)

第23条 同左

(役員を選任)

第24条 同左

(理事の職務及び権限)

第25条 同左

<p>によりその職務を執行する。</p> <p>2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を総理する。</p> <p>3. 副会長は、会長を補佐する。</p> <p>4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を統括する。</p> <p>5. 常務理事は、理事会の決議に基づき、本協会の業務を分担し、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>6. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第26条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2. 補欠として選任された役員又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、第23条で定めた員数が欠けた場合、後任者が就任するまでは、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第28条 役員は、総会の決議によっ</p>	<p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第26条 同左</p> <p>(役員任期)</p> <p>第27条 同左</p> <p>(役員解任)</p> <p>第28条 同左</p>
--	---

<p>て解任することができる。</p> <p>2. 役員解任の決議の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。</p> <p>2. 役員には、総会の議決を経て会長が別に定める基準に従って算定した費用を弁償することができる。</p> <p>(責任の一部免除)</p> <p>第30条 本協会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p>2. 本協会は、外部役員（法人法第113条第1項第2号ロに規定する外部理事及び同法第115条第1項に規定する外部監事をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、あらかじめ理事会の決議に従って締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、前項の最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第31条 本協会に理事会を置く。</p> <p>2. 理事会は、すべての理事をもつ</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 同左</p> <p>(責任の一部免除)</p> <p>第30条 同左</p> <p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第31条 同左</p>
--	---

<p>て構成する。</p> <p>(権能) 第 32 条 理事会は、法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 <p>(種類及び開催) 第 33 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2. 通常理事会は、毎事業年度 4 箇月を超える間隔で 2 回開催する。 3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長が必要と認めたとき。 (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。 <p>(招集) 第 34 条 理事会は、会長が招集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2. 会長に事故があるときは、代表理事である副会長が理事会を招集する。 3. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、代表理事以外の副会長が理事会を招集する。 4. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。 <p>(議長) 第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p>	<p>(権能) 第 32 条 同左</p> <p>(種類及び開催) 第 33 条 同左</p> <p>(招集) 第 34 条 同左</p> <p>(議長) 第 35 条 同左</p>
---	---

<p>(決議) 第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録) 第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>(決議) 第 36 条 同左</p> <p>(議事録) 第 37 条 同左</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 顧 問</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 顧 問</p>
<p>(顧問) 第 38 条 本協会に、顧問若干名を置くことができる。</p> <p>2. 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。</p> <p>3. 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。</p>	<p>(顧問) 第 38 条 同左</p>
<p style="text-align: center;">第 8 章 基 金</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 基 金</p>
<p>(基金) 第 39 条 本協会は、総会の決議を経て、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p> <p>2. 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。</p> <p>3. 基金の返還手続きについては、返還する基金の総額について通常総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。</p>	<p>(基金) 第 39 条 同左</p>

第9章 財産及び会計	第9章 財産及び会計
(財産)	(財産)
第40条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。	第40条 同左
(1) 入会金及び会費	
(2) 寄付金品	
(3) 財産から生じる収入	
(4) 事業に伴う収入	
(5) 基金	
(6) その他の収入	
(財産の管理)	(財産の管理)
第41条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。	第41条 同左
(経費の支弁)	(経費の支弁)
第42条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。	第42条 同左
(事業年度)	(事業年度)
第43条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。	第43条 同左
(事業計画及び収支予算)	(事業計画及び収支予算)
第44条 本協会の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	第44条 同左
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。従たる事務所を置く場合にも同様とする。	
(事業報告及び決算)	(事業報告及び決算)
第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の	第45条 同左

監査を受け、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属書類
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。従たる事務所を置く場合にも同様とする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の氏名
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第47条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 同左

(長期借入金)

第47条 同左

<p>収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならぬ。</p> <p>第10章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更) 第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散) 第49条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与) 第50条 本協会が、認定法第29条第1項又は第2項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の処分) 第51条 本協会の清算のときに有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第11章 幹事会員及び企画運営会議</p> <p>(幹事会員) 第52条 本協会に、25社以上35社以内の幹事会員を置く。 2. 幹事会員は、正会員の中から、</p>	<p>第10章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更) 第48条 同左</p> <p>(解散) 第49条 同左</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与) 第50条 同左</p> <p>(残余財産の処分) 第51条 同左</p> <p>第11章 幹事会員及び企画運営会議</p> <p>(幹事会員) 第52条 同左</p>
--	--

総会の決議によって選任する。

3. 幹事会員はそれぞれ、次条に規定する企画運営会議に、委員1名を派遣するものとする。
4. 幹事会員の任期は、第27条の規定に準じるものとする。
5. 幹事会員の選任に必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

(企画運営会議の設置)

第53条 本協会に、次の各号に係る事項を行う企画運営会議を置く。

- (1) 本協会の目的達成及び事業遂行に必要な関連業種間の連携方策に関する検討
 - (2) 本協会の目的達成及び事業遂行に必要な方策に関する事項の理事会の諮問に対する答申または提言
 - (3) 理事会の決議又は承認にかかる事項の検討
 - (4) その他、本協会の運営に関する関連業種間の連携及び意見交換
2. 企画運営会議委員の任期は、第27条の規定に準じるものとする。
 3. 企画運営会議の運営に必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

第12章 委員会

(委員会の設置)

- 第54条 本協会の目的及び事業を遂行するために必要があるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。
2. 委員会の運営に必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

(企画運営会議の設置)

第53条 同左

第12章 委員会

(委員会の設置)

第54条 同左

<p style="text-align: center;">第 1 3 章 事務局</p> <p>(事務局) 第 55 条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。 2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3. 事務局長は理事会の決議を経て、会長が任免する。 4. 事務局の職員は、会長が任免する。 5. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 3 章 事務局</p> <p>(事務局) 第 55 条 同左</p>
<p style="text-align: center;">第 1 4 章 公 告</p> <p>(公告の方法) 第 56 条 本協会の公告は電子公告による。 2. 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 4 章 公 告</p> <p>(公告の方法) 第 56 条 同左</p>
<p style="text-align: center;">第 1 5 章 補 則</p> <p>(委任) 第 57 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p> <p>(法令準拠) 第 58 条 この定款に規定のない事項は、法人法及び認定法その他の法令による。</p> <p>附 則</p> <p>1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公</p>	<p style="text-align: center;">第 1 5 章 補 則</p> <p>(委任) 第 57 条 同左</p> <p>(法令準拠) 第 58 条 同左</p> <p>附 則</p> <p>1. 同左</p>

<p>益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2. 本協会の最初の代表理事は、高木丈太郎、山内隆司とする。</p> <p>3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>附 則</p> <p>この定款は、平成22年5月31日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1. 従前の総会の決議を経て会長が定めた、第41条の財産管理の方法、第55条第5項の事務局の組織及び運営に関する必要な事項及び第57条の本協会の運営に必要な事項については、それぞれ理事会の決議を経て会長が定めたものとみなす。</p> <p>2. この定款は、平成24年5月16日から施行する。</p>	<p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p> <p>附 則</p> <p>同左</p> <p>附 則</p> <p>同左</p> <p>附 則</p> <p><u>この定款は、平成26年5月16日から施行する。</u></p>
--	--